

商務部・税関総署公告 2025 年第 55 号

超硬材料関連物項に対する輸出管制の実施に関する決定の公表

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_949f47563b834dad95b0010f375a892c.html

【発表機関】 安全管制局

【公告番号】 商務部・税関総署公告 2025 年第 55 号

【発表日】 2025 年 10 月 9 日

『中華人民共和国輸出管理法』、『中華人民共和国對外貿易法』、『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理条例』などの関連法規に基づき、国家の安全および利益を守り、拡散防止などの国際的義務を履行するため、国務院の承認を経て、以下の物項に対して輸出管制を実施することを決定する。

一、2C902. a

平均粒径が $50\mu\text{m}$ 以下の人工ダイヤモンド微粉

(参考税番 : 71051020)

二、2C902. b

平均粒径が $50\mu\text{m}$ を超え、 $500\mu\text{m}$ 以下の人工ダイヤモンド単結晶

(参考税番 : 71051020)

※注 : 装飾・宝飾用途のラボグロウンダイヤモンドは管制対象外とする。

三、2C902. c

以下すべての特性を有する人工ダイヤモンドワイヤーソー :

1. ワイヤー径が $45\mu\text{m}$ 以下
2. 含有ダイヤモンドの平均粒径が $8\mu\text{m}$ 以下
3. 破断引張力が 16N 以下

四、2C902. d

以下すべての特性を有する人工ダイヤモンド砥石

(参考税番 : 68042110) :

1. ダイヤモンド歯の硬度が 30HRB 以下
2. 含有ダイヤモンドの平均粒径が $5\mu\text{m}$ 以下
3. 最大作業速度が 40m/s 以上

五、2B005. b

直流アークプラズマ噴射化学気相成長 (DCPCVD) 装置

(参考税番 : 84798999)

六、2E902

直流アークプラズマ噴射化学気相成長 (DCPCVD) プロセス技術

管理措置 :

輸出事業者が上記物項を輸出する場合、『中華人民共和国輸出管理法』および『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理条例』の関連規定に従い、国務院の商務主管部門に対して許可申請を行わなければならない。

輸出事業者は、申告する商品の真実性に責任を負い、輸出物項の識別を強化しなければならない。

- 管制物項に該当する場合、税関申告書の備考欄に「デュアルユース物項に該当」と明記し、輸出管制コードを記載すること。
- 管制物項に該当しないが、パラメータ・指標・性能などが近似している場合は、「管制物項に該当しない」と明記し、具体的なパラメータ・指標を記載すること。

これらの記載情報に不備・不正確・虚偽の疑いがある場合、税関は法に基づき質疑を行い、質疑中は輸出貨物を通関させない。

本公告は2025年11月8日より正式に施行する。

『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理リスト』も同時に更新される。

商務部・税関総署

2025年10月9日